

本県の飲食店の種類

令和5年2月現在

営業（出店）形態		根拠	取扱食品に係る制限
固定店舗 （営業許可）		<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第55条（営業許可） ・施設基準：県条例（全国共通） ・衛生管理：厚生労働省令 	制限なし
移動店舗	自動車（キッチンカー） （営業許可）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第55条（営業許可） ・施設基準：県条例（全国共通） ・衛生管理：厚生労働省令 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知 給水タンクの容量による 40ℓ：簡易な調理のみ又は1品目 80ℓ：2工程程度の簡易な調理のみ 又は数品目 200ℓ：制限なし
	屋台・露店等簡易な施設 （営業許可）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第55条（営業許可） ・施設基準：県条例（規則に委任） ・衛生管理：厚生労働省令 	<ul style="list-style-type: none"> ・県告示 特定の食品に限定（1品目） （唐揚げ、フライドポテト等）
	臨時出店：バザー、お祭り などのうち反復・継続性の ないもの （届出）	<ul style="list-style-type: none"> ・県要領（届出） 食品の臨時出店に対する食品衛生上必要な 指導等について定め、飲食に起因する衛生上 の危害の発生を防止 ・施設基準：県要領 （下処理は衛生的な施設で行う 等） ・衛生管理等：県要領 （食品の取扱い、従事者の衛生管理 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県要領 屋台・露店等に準ずるよう指導 （各保健所で場所・規模等の状況に より判断）